

ジパング倶楽部特別会員お申し込みについて

※お申し込みは、別紙「JR ジパング倶楽部特別会員（身体障がい者）のご案内」をご確認いただき、当協会のジパング倶楽部特別会員担当までご連絡ください。

※山形県身体障害者福祉協会へ直接申し込みに行らっしゃる際には、事前にご連絡ください。

※ジパング倶楽部特別会員手帳が届くのは、申込書の到着及び年会費の支払が山形県身体障害者福祉協会を確認できた日から3～4週間かかります。

＜お申し込み時の種類について＞

【新規】（ジパング倶楽部特別会員に初めて入会される方）

＜提出書類＞

- ①新規用の申込書
- ②身体障害者手帳のコピー(写真と障がい名が書いてあるところ)
- ③年会費（後述）

※現在、JRの「大人の休日倶楽部」や「ジパング倶楽部」の会員（一般会員と言います）である場合は、「一般切替」の手続となります。

【更新】（ジパング倶楽部特別会員の有効期限を延長される方）

＜提出書類＞

- ①更新用の申込書
- ②年会費（後述）

※ジパング倶楽部特別会員手帳の有効期限を確認してください。有効期限が過ぎてからの手続きは、「期限切れ」の手続となります。

【期限切れ】（ジパング倶楽部特別会員の有効期限が切れた方）

＜提出書類＞

- ①期限切れ用の申込書
- ②身体障害者手帳のコピー(写真と障がい名が書いてあるところ)
- ③年会費（後述）

※割引率は新規と同じ扱いとなります。

【一般切替】（現在、JRの大人の休日倶楽部やジパング倶楽部の会員（一般会員と言います）であり、今回、ジパング倶楽部特別会員に切替を希望する方）

＜提出書類＞

- ①一般切替用の申込書
- ②身体障害者手帳のコピー(写真と障がい名が書いてあるところ)
- ③ジパング倶楽部会員手帳(一般会員)のコピー
- ④年会費（後述）

※事前にJR窓口への連絡が必要です。別紙「JR ジパング倶楽部特別会員（身体障がい者）のご案内」の「切替手続」を参照してください。

※一般会員は年度途中の退会は原則できませんので、一般会員の有効期限の前々月頃のお手続きを推奨します。

【紛失再発行】（有効期限内の会員手帳を紛失した方）

<提出書類>

- ①紛失再発行用の申込書
- ②身体障害者手帳のコピー(写真と障がい名が書いてあるところ)
- ③再発行手数料（後述）

《年会費及び再発行手数料について》

※金額は、書類「JR ジパング倶楽部特別会員（身体障がい者）のご案内」を参照ください。

※口座振込について

- ・山形県身体障害者福祉協会のジパング倶楽部特別会員の口座は、ゆうちょ銀行です。
- ・ご連絡をいただければ、口座番号と金額を印刷した振込用紙をお送りいたします。
- ・振込手数料は、申込者の支払いとなります。
- ・振込の方法は、ゆうちょ銀行等にご確認ください。

《申込後の手続きについて》

- ・更新される場合、有効期限の前に手続きが必要ですが、更新のご案内はございません。お忘れなくお手続きくださいますようお願いいたします。
- ・更新手続きは有効期限の前月の1日から行うことができますので、早めのお手続きをお願いします。
- ・申込書の到着及び年会費の支払が有効期限を過ぎた場合は、期限切れの手続きとなります。期限切れは新規と同様の扱いになります。